

子ども・子育て支援新制度における認可基準、運営基準等の位置づけについて

1 背景・経緯

(1) 新制度の開始（平成 27 年 4 月～）

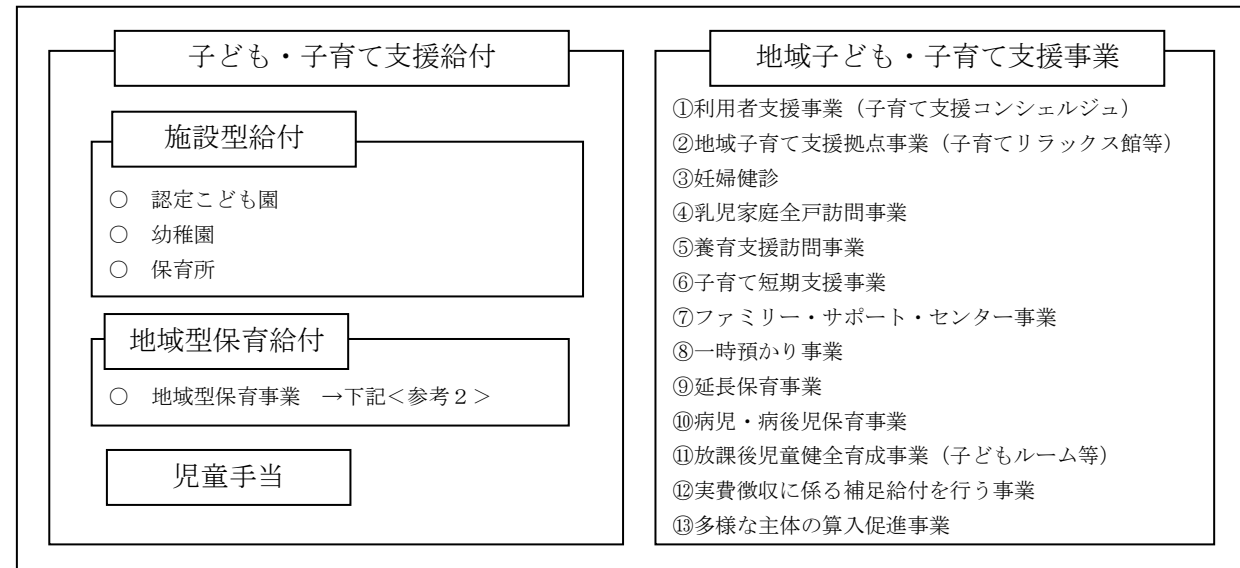
ア 平成 24 年 8 月に、子ども・子育て関連 3 法（※）が成立し、子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）が平成 27 年 4 月 1 日から施行される。

- ※ **子ども・子育て関連 3 法**
- 子ども・子育て支援法
 - 認定こども園法（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律）の改正
 - 関係法律の整備に関する法律（児童福祉法等の改正）

イ 新制度は、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくことを目的とし、下表に記載する取組みを進めることとしている。

目的	取組み
質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供	「 幼保連携型認定こども園 」について、認可・指導監督の一本化等制度の改善により、幼稚園と保育所の良さをあわせ持つ「 認定こども園 」の普及を進める。
地域の子ども・子育て支援の充実	一時預かり、地域子育て支援拠点など 13 事業を「 地域子ども・子育て支援事業 」と位置づけ、地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させる。
保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善	認定こども園、幼稚園及び保育所を通じた共通の給付（ 施設型給付 ）を創設するとともに、都市部における待機児童解消などを推進するため、家庭的保育などの少人数の保育に係る給付（ 地域型保育給付 ）を創設する。

<参考 1> 新制度の全体像



<参考 2> 「地域型保育事業」の概要（いずれも 3 歳未満児のみを対象とする）

事業	利用定員	事業内容
小規模保育事業	6～19 人	家庭的保育に近い雰囲気の中で、きめ細かな保育を実施
家庭的保育事業	5 人以下	保育者の居宅等において、家庭的な雰囲気の中で、少人数を対象にきめ細かな保育を実施
事業所内保育事業	—(規定なし)	企業が、従業員の子どものほか地域の保育を必要とする児童に対し保育を実施
居宅訪問型保育事業	1 人	保育を必要とする児童の居宅で保育を実施（1:1 の保育）

(2) 新制度に向けて市町村が条例で定める基準

市町村は、新制度の開始に先立ち、以下の基準を条例で定めることとされた。

ア 認定こども園、幼稚園、保育所及び地域型保育事業に関する基準

(ア) 認可基準

a 新制度において、認定こども園（※）のうちの「**幼保連携型認定こども園**」の認可権限が都道府県から政令市と中核市に移譲されることに伴い、政令市と中核市（それ以外の市町村に関しては都道府県）が、これらの認可を行うための「**認可基準**」を条例で定めることとされた。

- ※ 認定こども園には、次の 4 類型がある。
- ① 幼保連携型
 - ② 幼稚園型
 - ③ 保育所型
 - ④ 地方裁量型

b また、新制度において、「**地域型保育事業**」（<参考 2> 参照）が新たに市町村の認可事業として創設されることに伴い、市町村が、これらの認可を行うための「**認可基準**」を条例で定めることとされた。

(イ) 運営基準

新制度において、認定こども園、幼稚園及び保育所の施設や地域型保育事業に対する財政支援として「**施設型給付**」と「**地域型保育給付**」が創設されたことに伴い、これらの給付の対象となることを「**確認**」するための「**運営基準**」について、市町村が条例で定めることとされた。

分類	主な事項
利用開始に伴う基準	<ul style="list-style-type: none"> 内容・手続きの説明、同意、契約 応諾義務（正当な理由のない提供拒否の禁止） 定員を上回る利用の申込みがあった際の選考
教育・保育の提供に伴う基準	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供 子どもの適切な処遇（虐待の禁止を含む） 連携施設との連携（地域型保育事業のみ） 利用者負担の徴収（実費徴収、上乘せ徴収を含む）
管理・運営に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> 施設の重要事項を定めた運営規程の策定、掲示 非常災害対策、衛生管理、事故防止及び事故発生時の対応 評価（自己評価、学校関係者評価、第三者評価） 会計処理（会計処理基準、区分経理、用途制限等）

イ 放課後児童健全育成事業に関する基準

(ア) 設備・運営基準

新制度において、「**地域子ども・子育て支援事業**」（<参考 1> 参照）に位置づけられた放課後児童健全育成事業の「**設備・運営基準**」について、市町村が条例で定めることとされた。

(3) 国基準を踏まえた条例の策定

平成 26 年 4 月、国からこれらの基準を定める条例の制定に当たっての基準となる内閣府令及び厚生労働省令が示されたため、これらの規程を踏まえて条例を制定する。

- ※ **国基準**は、次の 2 種類に分類される。
- ① **従うべき基準** 条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの（上回る内容を定めることは許容される）。
 - ② **参酌すべき基準** 地方自治体が十分に参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容（下回る内容も含む。）を定めることが許容されるもの。